

31小介第1943号
令和元年11月29日

各介護保険事業所 管理者 様

介護保険課長 伊藤 京子

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書及び
介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出方法に
ついて（通知）

平素は、本市の介護保険事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、小牧市では居宅での介護サービスを開始するにあたり、要介護認
定の状況に応じて、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「居
宅の届」という。）、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下
「予防の届」という。）又は介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
（以下「ケアマネジメント届」という。）のいずれかを事前に提出していた
だいているところです。

また、利用者保護の観点から、要介護認定の申請中に介護予防サービス
と総合事業サービスを利用するため、暫定で介護予防サービス計画を作成
する場合で認定結果が非該当となる可能性がある場合には、「予防の届」、
「ケアマネジメント届」及びチェックリストの3枚を同時に提出（以下「3
枚出し」という。）し、チェックリストの実施状況をあらかじめ確認させて
いただく、小牧市独自の運用をしておりました。

この度、事務手続きの簡素化を図るため「3枚出し」の運用について、
下記の通り変更することといたしますのでご承知おきください。

記

本通知をもって「3枚出し」の運用を廃止し、介護予防サービス計画を
作成する場合は、「予防の届」のみ事前提出を行う。（非該当になった場合
を想定した事前の「ケアマネジメント届」及びチェックリストの提出は行
わない。）

なお、各ケースにおける届出書の提出方法について、具体的な取扱いは

次のとおりです。

1 「居宅の届」を事前に提出している場合

a. 要介護認定となった場合

→認定後の届出は不要です。

b. 要支援認定となった場合

→認定日から2週間以内に「予防の届」を提出することで、事前に提出していた「居宅の届」の届出日まで遡ります。

c. 非該当となった場合

→認定日から2週間以内に「ケアマネジメント届」にサービス利用前に実施していたチェックリストを添付して提出することで、事前に提出していた「居宅の届」の届出日まで遡ります。

※チェックリストをあらかじめ実施していない場合は、利用していたサービスは、自費となりますのでご注意ください。

2 「予防の届」を事前に提出している場合

a. 要介護認定となった場合

→認定日から2週間以内に「居宅の届」を提出することで、事前に提出していた「予防の届」の届出日まで遡ります。

b. 要支援認定となった場合

→認定後の届出は不要です。

c. 非該当となった場合

→認定日から2週間以内に「ケアマネジメント届」にサービス利用前に実施していたチェックリストを添付して提出することで、事前に提出していた「予防の届」の届出日まで遡ります。

※チェックリストをあらかじめ実施していない場合は、利用していたサービスは、自費となりますのでご注意ください。

3 「ケアマネジメント届」を事前に提出していた場合

a. 要介護認定となった場合

→事業対象者が要介護1以上の認定を受けた場合は、いつから要介護者として取り扱うのか事前に市とご相談いただき、届出日を調整した後で「居宅の届」を提出してください。

【参考】小牧市公式ホームページ＞組織・機構＞健康福祉部＞介護保険課＞給付指導係＞福祉・介護＞介護保険＞居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出について＞『事業対象者から要支援又は要介護認定された場合の居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出について』

b. 要支援認定となった場合

→認定日から**2週間以内**に「予防の届」を提出することで、事前に提出していた「ケアマネジメント届」の届出日まで遡ります。

c. 非該当となった場合

→認定後の届出は不要です。

※ ご不明な点がございましたら、介護保険課までお問合せください。

<問合せ先>

介護保険課 給付指導係

電 話：0568-76-1153